

答 申

第1 香川県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

香川県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定により非公開とした部分のうち、別表2の「当審査会における判断」において「公開」とした部分については、公開すべきである。また、実施機関が行政文書の不存在を理由として行った非公開決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和2年7月27日付けで、香川県情報公開条例（平成12年香川県条例第54号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（1）社会福祉法人A-aが行う無料相談会及び講師派遣事業について

- ア 香川県と社会福祉法人Aとの委託契約書
- イ 社会福祉法人Aと団体Bとの契約書
- ウ 実施要領
- エ 数年前及びこの7月に、法人Cの参画が拒否された経過、理由がわかるもの

（2）団体Bについて

- ア 規約
- イ 構成員名簿
- ウ 前期の事業報告、収支決算報告
- エ 当期の事業計画、収支予算

（3）社会福祉法人Aが行う「相談会」について

- ア 香川県と社会福祉法人Aとの委託契約書
- イ 社会福祉法人Aと団体Bとの契約書
- ウ 実施要領

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求のあった行政文書として次の文書を特定し、令和2年9月4日付けで、（1）については公開の、（2）ないし（5）については、別表1の「公開しない部分」が「公開しない理由」に該当するとして一部公開の、

(6) ないし(12)については、行政文書が不存在として非公開の決定を、それぞれ行い審査請求人に通知した。

(1) 団体B運営協議会(以下「運営協議会」という。)設置要綱

(2) 令和2年度市民後見人養成事業業務委託契約書

(3) 令和2年度香川県成年後見制度普及啓発事業委託契約書

(4) 団体B2020年度第1回運営協議会議事録及び資料

(5) 平成27年度運営協議会(第2回)議事録及び資料(以下「本件行政文書」という。)

(6) 社会福祉法人A-aが行う無料相談会及び講師派遣事業についての、社会福祉法人Aと団体Bとの契約書(以下「本件請求対象文書1」という。)

(7) 社会福祉法人A-aが行う無料相談会及び講師派遣事業についての、この7月に、法人Cの参画が拒否された経過、理由がわかるもの(以下「本件請求対象文書2」という。)

(8) 団体Bについての、前期の収支決算報告

(9) 団体Bについての、当期の収支予算

(10) 社会福祉法人Aが行う「相談会」についての、香川県と社会福祉法人Aとの委託契約書

(11) 社会福祉法人Aが行う「相談会」についての、社会福祉法人Aと団体Bとの契約書(以下「本件請求対象文書3」という。)

(12) 社会福祉法人Aが行う「相談会」についての、実施要領

3 審査請求

審査請求人は、本件行政文書に対する一部公開決定(以下「本件処分1」という。)及び本件請求対象文書1ないし本件請求対象文書3に対する非公開決定(以下「本件処分2」という。)を不服として、令和2年9月16日付けで、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「本件処分1及び本件処分2は、条例の解釈を誤っており、公開すべきである。」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求書において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 公開しない理由として、条例第7条第1号本文及び第4号に該当するとしているが、該当しない。本件処分1及び本件処分2は、県政に関し県民に説

明する責務が全うされず、県政に対する県民の理解と信頼を阻害し、地方自治の本旨に即した県政の発展を阻害するもので、条例第1条（目的）に違反しており、また、県民の行政文書の公開を請求する権利が十分に尊重されるように解釈及び運用されておらず、条例第3条（実施機関の責務）に違反している。

- (2) 社会福祉法人Aと任意団体である運営協議会との関係性を証する書類があるはずである。
- (3) この7月に法人Cの参画が拒否されたことに関して、香川県長寿社会対策課と社会福祉法人Aが協議しており、社会福祉法人Aと運営協議会が協議していると思われ、運営協議会内部で協議していると思われ、同課は何らかの文書を作成又は取得しているはずである。
- (4) 本非公開部分は、香川県から社会福祉法人Aへ委託された「無料相談会及び講師派遣事業」への法人Cの参画打診が、運営協議会により不当に拒否されたことを証する核心であり、公開すべきである。

第4 実施機関の説明の要旨

弁明書による説明は、おおむね次のとおりである。

1 本件処分1の公開しない部分及び公開しない理由について

(1) 個人の所属、役職、氏名、メールアドレスについて

個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から個人に関する情報は最大限に保護される必要があるため、特定の個人が識別され得る情報は非公開としたものである。（条例第7条第1号本文該当）

(2) 個人の発言内容について

運営協議会への参加（オブザーバー）は、本県における成年後見制度利用促進など権利擁護の推進のため必要である。運営協議会では、各委員がそれぞれの立場から自由な意見を述べ、協議を行い、運営協議会としての意思決定を行っているが、各委員の自由な発言は、運営協議会が非公開であることが前提となっている。

オブザーバーである県が、運営協議会の意思決定に至る過程の情報を公開するのであれば、非公開を前提に発言した委員との関係で信頼を損ない、今後、県はオブザーバーとして参加できなくなり、本県の成年後見制度利用促進など権利擁護の推進に向けた取組に支障を及ぼすおそれがある。また、個人の発言が特定の個人を識別することはできなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあることから、非公開としたものである。（条例第7条第1号本文及び第4号該当）

(3) 対応協議に係るものについて

団体Bの運営方針に属する情報であり、公開することにより、団体Bの正当な利益が損なわれるおそれがある。また、これは、運営協議会としての意思決定を行う前の段階（協議の段階）のものであり、公開を前提としているものではない。

オブザーバーである県が、これらの情報を公開するのであれば、非公開を前提に資料を作成した運営協議会との信頼関係を損ない、今後、県はオブザーバーとして参加できなくなり、本県の成年後見制度利用促進など権利擁護の推進に向けた取組に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開としたものである。（条例第7条第2号本文及び第4号該当）

2 本件処分2の公開しない理由について

(1) 本件請求対象文書1について

実施機関は、当該契約書を保有していない。

(2) 本件請求対象文書2について

実施機関は、当該文書を作成及び保有していない。審査請求人指摘のとおり、社会福祉法人Aと協議を行ったのは事実であるが、それは、審査請求人から県と社会福祉法人Aへ同時期に同じ内容の照会が届いており、どちらが回答するかを協議したものである。法人Cの団体Bへの参画の可否に関しては、社会福祉法人Aの問題であるため、協議はしていない。

(3) 本件請求対象文書3について

実施機関は、当該契約書を保有していない。

第5 審査会の判断

1 判断における基本的な考え方について

条例は、その第1条にあるように、県民の行政文書の公開を求める権利を具体的に明らかにするとともに、行政文書の公開に関し必要な事項を定めることにより、県の保有する情報の一層の公開を図り、県政に関し県民に説明する責務が全うされるようにし、県政に対する県民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した県政の発展に寄与することを目的として制定されたものであり、審査に当たっては、これらの趣旨を十分に尊重し、関係条項を解釈し、判断するものである。

2 本件処分1について

(1) 団体B及び運営協議会について

当審査会が見分したところ、団体Bとは、法人D、法人E、法人F、社会福祉法人Aを含む県内の社会福祉法人及び特定非営利活動法人Gによって

構成されている権利擁護支援のためのネットワークである。また、運営協議会は、その設置要綱によると、障害のある方や高齢の方の成年後見制度の利用を支援するとともに、制度に関わる機関・団体と連携を図り、香川県における権利擁護を推進することを目的として設置された団体である。運営協議会は、団体Bを構成する団体からの委員20人以内で組織され、委員長は、委員の互選により選任されることとされており、団体Bのいわゆる意思決定機関である。

(2) 実施機関から社会福祉法人Aへの成年後見制度に係る委託事業について

ア 令和2年度市民後見人養成事業について

当該委託事業は、業務仕様書によると、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、県内において総合的に推進する権利擁護人材を育成し、弁護士などの専門職による後見人以外の市民を含めた後見人を中心とした支援体制を構築することを目的とするものである。具体的な委託業務は、市民後見人の養成のための研修と弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を地域に配置しての相談等である。

当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、本委託業務の実施に当たっては、権利擁護に関する指導・助言を行うことのできる専門職との連携が必要不可欠と考えられるところ、社会福祉法人Aは、団体Bの事務局を担い、既に専門職とのネットワークが形成されていることから、本委託事業の委託先として選定されている。

イ 令和2年度香川県成年後見制度普及啓発事業について

当該委託事業は、業務仕様書によると、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が安心して生活することができるよう、成年後見制度の利用支援を行うとともに、法人後見を行おうとする特定非営利活動法人等に対する支援を行うことで、障害者の権利擁護の推進を図ること、また、団体Bを活用し、成年後見制度の普及啓発を図ることを目的とするものである。具体的な委託業務は、障害者支援施設等への弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職による訪問相談や研修、法人後見を行おうとする団体等に対する専門職を地域に配置しての相談・研修等である。

(3) 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関の職員が平成27年度第2回運営協議会に参加した際の配布資料及び運営協議会の会議内容についての実施機関内部での報告用資料である。そのうち、個人の所属、役職及び氏名、運営協議会にお

いて個人が発言した内容に係る部分、他法人から社会福祉法人Aへ送付されたご挨拶状と記された依頼状とその依頼内容を要約した部分並びにその依頼内容についての社会福祉法人Aあるいは運営協議会内部の対応協議に係る部分が非公開とされていることが認められる。

(4) 非公開情報該当条文について

ア 条例第7条第1号該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人に関する情報は最大限に保護されることが必要であるため、特定の個人が識別され得る情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。また、我が国において、プライバシーの具体的な内容が法的にも社会通念上も必ずしも明確ではなく、その内容や範囲は事項ごと、各個人によって異なり得ることから、本条例は、プライバシーであるか否か不明確な情報も含めて、特定の個人が識別され得る情報を包括的に非公開として保護することとした。加えて、個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについても、非公開とすることを定めたものである。

しかし、これらの個人に関する情報には、個人の権利利益を侵害しないと考えられ、非公開とする必要のない情報及び公益上の必要があると認められる情報も含まれているので、これらの情報を本号ただし書で規定し、公開することを定めたものであると解される。

イ 条例第7条第2号該当性について

本号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）又は事業を営む個人の正当な利益を害することを防止する観点から、その事業活動の自由を保障し、公正な競争秩序を維持するため、公にすることにより当該法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報を非公開とすることとした上で、それらに該当する情報であっても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報については、公開することを定めたものであると解される。

ウ 条例第7条第4号該当性について

本号は、県の機関等が行う事務又は事業の目的達成又は適正な執行の確保の観点から、当該事務又は事業に関する情報の中で、当該事務又は事業の性質、目的等からみて、公開することにより、将来の当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、非公開とすることを定めたものである。

そして、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを判断するに当たっては、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性では十分とはいえないものであると解される。

(5) 非公開情報該当性について

上記(4)のAないしUに掲げる条例第7条各号の基本的な考え方に基づき、実施機関が同条各号に該当するとして非公開とした部分について検討する。なお、非公開情報該当性の判断に当たって、非公開情報のうちのいずれかに該当すると判断した情報については、他の非公開情報該当性についての判断は行わないものとする。

ア 個人の所属、役職及び氏名について

実施機関は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から個人に関する情報は最大限に保護される必要があるため、特定の個人が識別され得る情報は非公開と判断したと認められる。そこで、当該非公開情報が、条例第7条第1号本文に該当するか、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は別表2の「公開していない部分」のとおり分類される。同表中(a)ないし(d)は、いずれも特定の個人を識別できる情報であることから、条例第7条第1号本文に該当する。

次に、これらの情報が同号ただし書に該当するか、以下検討する。

(c)はシンポジウムを主催する一般社団法人Hのホームページにおいて、シンポジストの役職及び氏名が、また、(d)は社会福祉法人Aのホームページにおいて、講師の役職及び氏名が、それぞれ公表されていることが確認された。このことから、(c)及び(d)は慣行として公にされている情報であると認められるため、同号ただし書Aに該当し、公開すべきである。

他方、(a)及び(b)は慣行として公にされている情報とは認められないことから、同号ただし書には該当しない。

イ 個人の発言内容について

実施機関は、個人の発言が特定の個人を識別することはできなくとも、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあること、また、運営協議会の意思決定に至る過程の情報を公にすることにより、非公開を前提に発言した委員との間で信頼関係を損ない、今後、オブザーバーとして運営協議会に参加できなくなり、本県の成年後見制度の利用促進など権利擁護の推進に向けた取組に支障を及ぼすおそれがあることから、非公開と判断したと認められる。そこで、当該非公開情報が、条例第7条第1号

本文に該当するか、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報には、氏名等が記載されておらず、また、その発言内容から特定の個人を推認できるものであるとはいえないことから、特定の個人が識別され得る情報であるとは認められない。また、個人の人格と密接に関連する情報であるともいえず、その第三者への公開が個人の人格権を侵害するおそれがあるとは認められない。したがって、これらの情報は条例第7条第1号本文に該当しない。

次に、当該非公開情報が、条例第7条第4号に該当するか、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は、実施機関が成年後見制度等に係る業務を社会福祉法人Aへ業務委託し、社会福祉法人Aが同委託業務を遂行する上で活用する団体Bの意思決定機関たる運営協議会の内部協議に係るものであって、実施機関の立場はオブザーバー（傍観者）である。

実施機関の当該委託業務は、社会福祉法人Aに業務委託されているものの、運営協議会との関係はなく、これらの情報が公にされることが、委託業務を始めとする実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。したがって、条例第7条第4号に該当するとはいえない。

なお、実施機関は、本件処分1において、条例第7条第2号該当性を公開しない理由として挙げていないものの、当該非公開情報は、運営協議会の内部協議に関する情報であるため、以下検討する。

これらの情報は一般に公にされていない運営協議会の運営方針に関する情報であり、これを公表するか否かについては、運営協議会が判断・決定すべきことである。したがって、これらの情報は、公にすることにより、同協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、これらの情報は、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書には該当しない。

ウ 他法人から社会福祉法人Aへ送付された依頼状とその要約について

実施機関は、法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあることから、非公開と判断したと認められる。そこで、当該非公開情報が、条例第7条第2号本文に該当するか、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は一般に公にされていない

情報であり、これを公表するか否かについては、送付を受けた社会福祉法人Aあるいは社会福祉法人Aを事務局とする運営協議会が判断・決定すべきことである。したがって、これらの情報は、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、これらの情報は、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書には該当しない。

エ 対応協議に係るものについて

実施機関は、団体Bの運営方針に属する情報であり、公開することにより、団体Bの正当な利益が損なわれるおそれがあることから、非公開と判断したと認められる。そこで、当該非公開情報が、条例第7条第2号本文に該当するか、以下検討する。

当審査会が見分したところ、これらの情報は一般に公にされていない運営協議会の運営方針に関する情報であり、これを公表するか否かについては、運営協議会が判断・決定すべきことである。したがって、これらの情報は、公にすることにより、運営協議会の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第7条第2号本文に該当する。また、これらの情報は、人の生命、財産等を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、同号ただし書には該当しない。

3 本件処分2について

(1) 本件請求対象文書1の保有の有無について

ア 本件請求対象文書1は、社会福祉法人Aと団体Bとの間で締結されたとする契約書であり、実施機関は当該契約書を保有していない旨主張する。

イ 当審査会事務局職員をして実施機関で確認したところ、該当する契約書は存在せず、また、実施機関が社会福祉法人Aに業務委託した事業は、前記2(2)のとおり、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職個人をしての相談や研修であって、社会福祉法人Aに業務委託され、社会福祉法人Aで実施されており、実施機関と運営協議会の間には関係はない。さらに、当該契約書は、実施機関以外を当事者とするものであることから、実施機関が保有しているとは通常考えられない。その他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件請求対象文書1は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

(2) 本件請求対象文書2の保有の有無について

ア 本件請求対象文書2は、実施機関と社会福祉法人Aの委託業務契約の内

容である無料相談会及び講師派遣事業について、法人Cの参画要望に関するものであるが、審査請求人は、実施機関と社会福祉法人Aが協議しており、実施機関は本件請求対象文書2を作成又は取得している旨主張する。

一方、実施機関は、審査請求人指摘のとおり、社会福祉法人Aと協議を行ったのは事実であるが、それは、審査請求人から実施機関と社会福祉法人Aへ同時期に同じ内容の照会が届いており、どちらが回答するかを協議したものであり、法人Cの団体Bへの参画の可否に関しては、社会福祉法人Aの問題であり、協議していない旨主張する。

イ 当審査会事務局職員をして実施機関で確認したところ、審査請求人が主張するような法人Cの参画の拒否に係る協議が行われている文書等は存在しなかった。

なお、実施機関には、「審査請求人から実施機関あてに送信された法人Cの参画要望に関する照会メール」や、「当該照会に対して、社会福祉法人Aから審査請求人に送信された回答メールを、審査請求人が実施機関に転送したメール」を印刷したものが保存されていたが、これらは上記アの実施機関の主張と矛盾しないものであると認められる。

よって、本件請求対象文書2を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件請求対象文書2は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

(3) 本件請求対象文書3の保有の有無について

ア 本件請求対象文書3は、社会福祉法人Aが行う「相談会」に関し、社会福祉法人Aと団体Bとの間で締結されたとする契約書であるが、その保有の有無について、当審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、実施機関は、同相談会は実施機関の関与しないところで社会福祉法人Aほかが行う事業であるため、本件請求対象文書3を保有していないとのことであった。

イ 当審査会事務局職員をして上記アの相談会のチラシを確認したところ、その内容は実施機関の説明のとおりであると認められる。そもそも実施機関の事業でない相談会について、その契約書を当事者でない実施機関が保有しているということは通常考えられない。よって、本件請求対象文書3を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点は認められず、他にその存在を推認させるような事情も認められないことから、実施機関が本件請求対象文書3は存在しないとして非公開決定を行ったことは是認できる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

(略)

(別表1)

公開しない部分	公開しない理由
法人の印影	法人の事業に関する内部管理情報であり、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)
個人の所属、役職、氏名、メールアドレス	特定の個人が識別され得る個人に関する情報に該当するため。(条例第7条第1号本文該当)
個人の発言内容	特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。(条例第7条第1号本文該当)
	法人の協議内容を公にすることにより、今後オブザーバーとして協議会に参加できなくなる等、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
公務員の職務上のメールアドレス	県の機関等の事務又は事業に関する情報で、公にすることにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)
他法人から社会福祉法人Aへ送付された文書及びその要約	法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)
対応協議に係るもの	法人等に関する情報であって、公にすることにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第2号本文該当)
	県の機関等の事務又は事業に関する情報で、公に

	<p>することにより、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第4号該当)</p>
--	--

(別表2)

公開していない部分	当審査会における判断
(a) 団体B運営協議会委員名簿中、個人が特定される役職名及び氏名（実施機関の職員を除く。）	非公開
(b) 社会福祉法人Aが実施する成年後見制度人材養成研修会において、受講者を対象に配布した資料「成年後見制度Q&A」のうち、質問事項に対して回答を行った講師の氏名	非公開
(c) 一般社団法人Hが主催するシンポジウムにおいてシンポジストを務めた社会福祉法人A職員の職名及び氏名	公開
(d) 社会福祉法人Aが行う、相談・支援担当者の養成研修における講師の役職及び氏名	公開